

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷八十二第

行發日一月五年四和昭

## 論叢

價格の勢力説 . . . . . 文學博士 高田 保馬

地方税に於ける累進課税 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

マルサスの恐慌論 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦

## 說苑

交通事業に於ける競争 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

重農學派の自然法觀 . . . . . 法學士 山口 正太郎

英蘭銀行の成立及び發展過程に就いて . . . . . 經濟學士 一谷藤一郎

## 雜錄

ギリシヤの新發券銀行に就いて . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒

目的税と考慮税 . . . . . 經濟學士 中川與之助

ゲイルブ新らしき經濟政策論 . . . . . 經濟學士 藤田 敬三

國民所得に就いて . . . . . 經濟學博士 沙見 三郎

## 法令

絲價安定融資補償法・資源調査法・製塩地整理ニ關スル法律

(禁轉載)

## ヴェルブラントの新しき

## 經濟政策論

藤田敬三

一

此處にヴェルブラントの新らしき經濟政策論と名づけたものは、經濟政策學研究に關する或特殊の情勢からの一産物に他ならない。その情勢とは次の事を意味する。即ち

經濟學に於ては、その發生の當初から今世紀の初頭に至るまで、政策的研究特に指導的態度を持つる政策的研究がその主要なる部門を或は少くとも一部門を形成するものなりとの見解が默示的又は明示的に維持せられ來つた。然るにシュモラー一派の歴史的倫理學派 (Historisch-ethische Schule) がその獨斷的態度を以て當時の獨乙經濟學界を風靡するに及んで、その研究法の客觀性は漸く問題視せられ、延いては從來經濟政

策の學問的研究と稱せられ來つたもの、科學性も一般に疑問とせられ、かくて Max Weber や Ludwig Polie 等の努力に依つて、この歴史的倫理學派を最後とする從來の一般に獨斷的なる、非科學的なる政策論は經濟學の埒外に驅逐せらるゝ事となつた。従つてよし今日尙經濟學内に於て、政策と稱せらるゝものを取り扱はるゝことありとしても、それは最早昔時の如く、經濟學に於ける理論並びに歴史に對立する政策論特に指導的態度を持つる政策論としてではなく、單なる技術の學或は經濟史の一部分としてのそれに過ぎないこととなつたのである。——マルクス經濟學の場合は暫く別として。

經濟政策學に於けるかゝる情勢は、今日既に可成周知の事實となつてゐるし、筆者自身も曾て本誌に於てこれに言及したこともあるから、今之を更に詳説することは避ける。

ヴィルブラント氏は獨乙チュービンゲン大學の教授、筆者の知る範圍では今日獨逸に於ける政策學研究

者のうち主なる一人であつて、この方面に關する著書論文も少くない。中にも彼は専ら經濟政策學に關する著書として、「國民經濟政策の問題」、「國民經濟の助言者としての國民（經濟管理者）」と云ふ二つの近業を公にしてゐる。後者は大體前者に於ける意圖を擴充せしめたものに過ぎないと云ひ得るであらう。

これ等の書物に述べられた、經濟政策に關する彼の學問的意圖が、前述した特殊的情勢からの産物なのである。私は今「助言的經濟科學の可能性」と彼が自稱する處のものを簡単に紹介して彼の意圖の方向を兎に角一應注目して見度いと思ふのである。

## 二

彼は右の「可能性」に關する説明として、次の如き諸點を自問自答する。

一、如何なる最終目的に對して助言すべきかと云ふことが、確定しない場合、一つの科學は何を助言に於て貢獻し得るか、……これに對しては次の諸問の解

- 1) Rob. Wilbrandt, Das Problem der Volkswirtschaftspolitik. 1925. Tübingen
- 2) —, Der Volkswirt als Berater der Volkswirtschaft. 1928. Stuttgart

答が合はせて之に答へる。

二、從來の獨斷的指導的政策論の科學性が、正當に否定せられたとしても、經濟學の生ひ立ちを考慮する時は、斯學が助言的、助成的、救治的なるその特性を、再び獲得すると云ふことの可能性を、尙考へ得るの餘地は存せざるか、……この解答は次の如き理由に依つて肯定せられる。蓋し現時の經濟に於ては、各個經濟のみを助言するだけにては到底不充分にして、全體を通じての助言が必要である程それ程各個經濟は總ての他の各個經濟と解け難く纏れ合つてゐるのであり、かゝる全體への助言をすることが從來の政策學の經濟學に於ける任務でもあつた、と云ふことが考へられるからである。

三、然らば次に問題となることは、かくの如き助言をなすべき任務と云ふものは、元來、科學的普遍妥當性を以て解決し得らるべきものであらうか、換言すれば、全體に通じての一つの經濟的助言と云ふが如きものは、一つの科學によつて解決され得る任務である

か、……この答へはウェーバー等の反對にも拘らず肯定せられる。その理由は次の如くである。即ち他の技術の諸學問と同様に、經濟に於ける技術の學問としての政策學も、常に或他の最終目的に依つて制約せられてはゐるが、然しそのことに依つてこの學問の存立が動搖せしめらるゝことはない。經濟政策の技術は各個經濟を對象とするにしても、各國民經濟を對象とするにしても、常に他の最終價値を豫定することは必要であるが然しそは、その専門に關し、且つ最終價値を豫定する範圍内に於て實踐的科學となり得るし、又同時にこの意味に於て、他の技術的科學に對する特殊なる地歩をも獲得し得るのである。尙經濟的技術が他の技術と異なる特色は、後者は例へば、ピアノを弾き、ギターを作ると云ふが如く、或特定の目的に到達す可き方法を示すに反し、前者は或手段を必要とする各種目的の、可及的到達を問題とする、と云ふ相異の中に求められる。

却説この第三の點に於て、上來述べ來つた所は、實

は結局ウイルブラント氏の所謂分析的理想 (Analyt-

ical Ideal) と云ふ問題に該當する。その意味は次の

如くである。即ちこの理想は目標設定に關し或は最高  
價值について、何等新たなものを提出するものでは  
なく、何等の形而上學的主張を敢えてするものでは  
なく、否寧ろ、手段を必要とする總ての意思の分析から  
生れ来るもの、即ち云はゞその意思と共に——その中  
に含まれて——與へられてある所のものである。この  
理想は、各意思に對してその目的に對する手段を出來  
得る限り保證する處の缺乏防止の工夫なりと考へられ  
得る。従つて又こは多數者に對する同時的なる經濟的  
助言の根柢となるものである。即ち一面より見ればこ  
は各個の經濟者に好都合なる規準として總ての具體的  
なる意思、總ての事實的なる目標並びに理想から捨象  
せられたものであり、従つて又或何等かの手段を必要  
とする目的の達成の條件、即ち或意味に於ける、効果  
ある經濟の條件であり、更には又行爲者の本來の最終  
目標と共に前提條件として同時に與へられてある處の

ものである。

凡そ右の如き分析的理想が經濟學研究領域内の對象  
として存することを認識して、之を追求することによ  
つて、新らしき政策學而も客觀性を有しつゝ指導的た  
り得る政策學を樹立せんとすることが、ウイルブラン  
トの意圖である。然るにこの種の研究が次の二個の特  
質即ち從來の政策論に於ける獨斷性からの免除と云ふ  
利點と、同時に互に相衝突することある可き諸理想、  
諸目的に同時に仕へることよりして當然に來るそれが  
矛盾性と云ふ難點とを、持つことは、以上に於ける乏  
しき引用と説明からも容易に察せられ得る處であら  
う。かくてこの後者即矛盾性を如何に取り扱ふべきか  
と云ふことが、氏にとつての、最困難なる問題となつ  
ただらうことは云ふまでもない。この點に就いて少し  
く附言すれば次の如くである。即ちこの際問題となる  
べき矛盾には様々のものが考へられるが、その内最顯  
著なるものとしては、個人の利益と團體例へば國民の  
利益との矛盾、或は現在の社會の利益と將來の社會の

それとの矛盾、更には階級間の利益の衝突と云ふが如きものが考へられる。經濟政策的研究がその使命を完うする爲には、これ等の最重大なる問題を、解決し得なければならぬ。蓋し各人の利害相一致する處に於ては、經濟政策は國民經濟に對して、恰も醫者が健康者に對すると同様の關係に立ち、その限りに於てそは無用とせられ、唯各個の技術的助言が特定の世界觀或は黨派の綱領として樹立せられたところのものに従つて爲されるに止まり、唯利益の矛盾ある處にのみ、經濟政策の使命は存する事となるからである。

然らば本來その使命であつて而も最困難なるこの問題を氏は如何に解決せんとするか。從來の政策學的研究には、氏の如き自覺を以つて組み立てられたる積極的經濟政策的研究は勿論存しない。従つて政策學の現狀は恰も生理學の缺乏せる時代に於ける治療學の状態に比せられる。と同時に氏は生理學を、即ち健康なる人間に關する知識を、理解し得た後の醫學に學んで、吾々は今や健康なる經濟生活の知識を得ることに依つ

て、缺如せる經濟政策學の新方面を開拓しなければならぬ、この知識を缺ける間は經濟學は歴史と理論との埒外に出で得ないだらうと云ふのである。かゝる研究意圖の結果として多少の建設的なるものが、前掲二著に展開せられてゐる。がこの部分に就いては若干の批判と共に稿を改めて言及することにしたと思ふ。

三

右はヴィルブラントの最近の經濟政策學研究の展開に就いての一スケッチに過ぎない。此の研究方法は、依然として政策學に於ける戰爭前或論點に執着しつつ進んで居る。従つてそはマルクス學派の最近の政策學的研究の方法等とは行き方を異にして居り、之等をも止揚し得る體の研究では無い。が併し、尙斯學研究者に示唆的なるあるものを含んで居る事は否み難い。一言紹介する所以である。